

瀬戸市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 19 号

瀬戸市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険事業基金条例（平成 6 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（処分）</u> 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する 場合に限り、基金の全部又は一部を処分するこ とができる。</p> <p>— <u>高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく 保険財政の変動に対応する場合</u></p> <p>— <u>交付金、負担金等の高額な精算金の発生等 に伴う財源不足を補う場合</u></p> <p>— <u>前 2 号に掲げる場合のほか、国民健康保険 事業の安定的な財政運営を図るため必要があ ると市長が認める場合</u></p> <p>（委任） 第 8 条 &lt;省略&gt;</p>	<p>（委任） 第 7 条 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。